（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項	第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項
【１．地名地番】～【８．工事種別】　（略）	【１．地名地番】～【８．工事種別】　（略）
【９．建築面積】　（略） 【イ．建築物全体】（　　）（　　）（　　） 【ロ．建蔽率の算定の基礎となる建築面積】　（略） 【ハ．建蔽率】	【９．建築面積】　（略） （新設） 【イ．建築面積】　（略） 【ロ．建蔽率】
【10．延べ面積】～【15．備考】　（略）	【10．延べ面積】～【15．備考】　（略）
（注意） １．・２．（略） ３．第二面関係 ①～⑫　（略） ⑬　９欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第２条第１項第２号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離１メートル以上５メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離５メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、９欄の「イ」と同じ面積を記入してください。 ⑭～⑯　（略） ⑰　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。 ⑱　（略） ４．（略）	（注意） １．・２．（略） ３．第二面関係 ①～⑫　（略） （新設） ⑬～⑮　（略） ⑯　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。 ⑰　（略） ４．（略）

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格Ａ４） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項	別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格Ａ４） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項
【１．地名地番】～【８．工事種別】　（略）	【１．地名地番】～【８．工事種別】　（略）
【９．建築面積】　（略） 【イ．建築物全体】（　　）（　　）（　　）	【９．建築面積】　（略） （新設）